

# 住宅性能評価の評価料金の概要

一般財団法人 茨城県建築センター  
令和4年10月1日

別表第1の1 設計住宅性能評価の評価料金

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額	(ニ)長期使用構造等確認を合わせて行う場合に(ロ)に加算する額
一戸建ての	100㎡以内	40,700	4,400	5,500
	100㎡超 200㎡以内	44,000		
	200㎡超 300㎡以内	47,300		
	300㎡超	50,600		
共同住宅等	200㎡以内	39,600 + M × 12,100	+M × 4,400 ※3	5,500+M × 2,200
	200㎡超 500㎡以内	58,300 + M × 12,100		
	500㎡超 1,000㎡以内	64,900 + M × 12,100		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	74,800 + M × 12,100		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	137,500 + M × 6,600		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	377,300 + M × 6,600		
50,000㎡超	849,200 + M × 6,600			

M:評価対象戸数  
 ※1 「構造の安定に関すること」等級2以上を申請する場合は、(ロ)の額に22,000円を加算する(住宅型性能認定及び型住宅部分等製造者認証等の場合を除く)。  
 ※2 (ロ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。  
 ※3 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×4,400とする。  
 ※4 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

別表第1の2 長期使用構造等の確認料金

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)長期使用構造等の確認をする場合及び軽微変更該当証明をする場合(ハ)の場合を除く。の額	(ハ)軽微変更該当証明申請をする場合の額(変更に係る直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合に限る)
一戸建ての	100㎡以内	68,200	5,500
	100㎡超 200㎡以内	71,500	
	200㎡超 300㎡以内	74,800	
	300㎡超	78,100	
共同住宅等	200㎡以内	67,100 + M × 13,200	5,500+M × 1,100
	200㎡超 500㎡以内	85,800 + M × 13,200	
	500㎡超 1,000㎡以内	92,400 + M × 13,200	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	102,300 + M × 13,200	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	165,000 + M × 7,700	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	404,800 + M × 7,700	
50,000㎡超	876,700 + M × 7,700		

M:確認対象戸数  
 ※1 (ロ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。  
 ※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。  
 ※3 (ハ)は変更内容により減額することができる。ただし、減額後の額は3,300円以上とする。

別表第1の3 長期使用構造等の確認料金(住宅型性能認定を含む場合)

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)長期使用構造等の確認をする場合及び軽微変更該当証明をする場合(ハ)の場合を除く。の額	(ハ)軽微変更該当証明申請をする場合の額(変更に係る直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合に限る)
一戸建ての	100㎡以内	42,900	5,500
	100㎡超 200㎡以内	46,200	
	200㎡超 300㎡以内	49,500	
	300㎡超	52,800	
共同住宅等	200㎡以内	44,000 + M × 12,100	5,500+M × 1,100
	200㎡超 500㎡以内	59,400 + M × 12,100	
	500㎡超 1,000㎡以内	62,700 + M × 12,100	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	69,300 + M × 12,100	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	117,700 + M × 6,600	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	336,600 + M × 6,600	
50,000㎡超	761,200 + M × 6,600		

M:確認対象戸数  
 ※1 (ロ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。  
 ※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。  
 ※3 (ハ)は変更内容により減額することができる。ただし、減額後の額は3,300円以上とする。

別表第1の4 長期使用構造等の確認料金(型式住宅部分等製造者認証等を含む場合)

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)長期使用構造等の確認をする場合及び軽微変更該当証明をする場合(ハ)の場合を除く。の額	(ハ)軽微変更該当証明申請をする場合の額(変更に係る直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合に限る)
一戸建ての	100㎡以内	40,700	5,500
	100㎡超 200㎡以内	44,000	
	200㎡超 300㎡以内	47,300	
	300㎡超	50,600	
共同住宅等	200㎡以内	41,800 + M × 12,100	5,500+M × 1,100
	200㎡超 500㎡以内	55,000 + M × 12,100	
	500㎡超 1,000㎡以内	59,400 + M × 12,100	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	67,100 + M × 12,100	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	110,000 + M × 6,600	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	328,900 + M × 6,600	
50,000㎡超	753,500 + M × 6,600		

M:確認対象戸数  
 ※1 (ロ)は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6(ろ)の料金を減額する。  
 ※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。  
 ※3 (ハ)は変更内容により減額することができる。ただし、減額後の額は3,300円以上とする。

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る)の評価料金

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額
一戸建ての	100㎡以内	95,700	4,400
	100㎡超 200㎡以内	105,600	
	200㎡超 300㎡以内	124,300	
	300㎡超	143,000	
共同住宅等	200㎡以内	N × 24,200 + M × 15,400	+ M × 4,400 ※1
	200㎡超 500㎡以内	N × 31,900 + M × 15,400	
	500㎡超 1,000㎡以内	N × 40,700 + M × 15,400	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	N × 97,900 + M × 15,400	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	N × 188,100 + M × 13,200	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	N × 366,300 + M × 13,200	
50,000㎡超	N × 733,700 + M × 13,200		

M:評価対象戸数  
 N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)  
 ※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×8,800とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×4,400とする。  
 ※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須4分野のみについて評価する場合の加算額	(ハ)必須4分野以外の分野について評価する場合(ロ)に加算する額
一戸建ての	100㎡以内	20,350	2,200
	100㎡超 200㎡以内	22,000	
	200㎡超 300㎡以内	23,650	
	300㎡超	25,300	
共同住宅等	200㎡以内	19,800 + M × 6,050	+ M × 2,200 ※1
	200㎡超 500㎡以内	29,150 + M × 6,050	
	500㎡超 1,000㎡以内	32,450 + M × 6,050	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	37,400 + M × 6,050	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	68,750 + M × 3,300	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	188,650 + M × 3,300	
50,000㎡超	424,600 + M × 3,300		

M:評価対象戸数  
 ※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×4,400とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×2,200とする。  
 ※2 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位:円(10%税込)

	(イ)測定を行う化学物質	(ロ)建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅等・共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	41,800+(n-1) × 16,500
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	60,500+(n-1) × 30,800
n:室内空気中の化学物質の濃度等の測定箇所数		

- 注意
1. 測定の方法は、簡易測定機器(測定サンブラーによるバッシブ採取方式)による。
  2. 評価方法基準6-3(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
  3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
  4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンをいう。

別表第5 住宅型性能認定又は認証型住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額		建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額	
		(ろ)住宅型性能認定	(は)認証型住宅	(ニ)住宅型性能認定	(ホ)認証型住宅
一戸建ての	100㎡以内	3,300	5,500	23,100	24,200
	100㎡超 200㎡以内	3,300	5,500	27,500	28,600
	200㎡超 300㎡以内	3,300	5,500	27,500	28,600
	300㎡超	3,300	5,500	27,500	28,600
共同住宅等	200㎡以内	1,100 + M × 1,100	3,300 + M × 1,100	N × 3,300 + M × 1,100	N × 4,400 + M × 1,100
	200㎡超 500㎡以内	4,400 + M × 1,100	6,600 + M × 1,100	N × 6,600 + M × 1,100	N × 8,800 + M × 1,100
	500㎡超 1,000㎡以内	7,700 + M × 1,100	9,900 + M × 1,100	N × 9,900 + M × 1,100	N × 12,100 + M × 1,100
	1,000㎡超 2,000㎡以内	11,000 + M × 1,100	13,200 + M × 1,100	N × 12,100 + M × 1,100	N × 15,400 + M × 1,100
	2,000㎡超 10,000㎡以内	25,300 + M × 1,100	27,500 + M × 1,100	N × 22,000 + M × 1,100	N × 28,600 + M × 1,100
	10,000㎡超 50,000㎡以内	46,200 + M × 1,100	48,400 + M × 1,100	N × 39,600 + M × 1,100	N × 50,600 + M × 1,100
50,000㎡超	93,500 + M × 1,100	95,700 + M × 1,100	N × 73,700 + M × 1,100	N × 80,300 + M × 1,100	

M:評価対象住戸数  
 N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金等の減額

単位:円(10%税込)

	(イ)床面積の合計	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金又は長期使用構造等の確認料金から減ずる額	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額
一戸建ての	100㎡以内	5,500	5,500
	100㎡超 200㎡以内	6,600	6,600
	200㎡超 300㎡以内	7,700	7,700
	300㎡超	8,800	8,800
共同住宅等	200㎡以内	5,500	9,900
	200㎡超 500㎡以内	6,600	13,200
	500㎡超 1,000㎡以内	7,700	16,500
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,800	20,900
	2,000㎡超 10,000㎡以内	11,000	26,400
	10,000㎡超 50,000㎡以内	20,900	31,900
50,000㎡超	31,900	36,300	

別表第7 年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率

年間に見込める申請の数	住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金の減額率の上限
50件以上	20%

別表第8-1 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の料金等の減額

単位:円(10%税込)

設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額	m × 3,300
m:同一仕様で同一評価の住戸の戸数	

別表第8-2 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の料金等の減額

単位:円(10%税込)

設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額	M × 3,300
M:住棟の仕様が同一仕様等である住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位:円(10%税込)

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	1,100
共同住宅等	1,100 + M × 1,100

M:評価対象住戸数

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乘ずる係数

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金に乘ずる係数	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金に乘ずる係数
一戸建て住宅	0.95 ・ 0.90 ・ 0.85 ・ 0.80 ・ 0.75 ・ 0.70	0.95 ・ 0.90 ・ 0.85 ・ 0.80 ・ 0.75 ・ 0.70
共同住宅等	0.95 ・ 0.90 ・ 0.85 ・ 0.80 ・ 0.75 ・ 0.70	0.95 ・ 0.90 ・ 0.85 ・ 0.80 ・ 0.75 ・ 0.70

理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(イ)申請の取下げを行った時期	(ロ)当該評価料金に乘ずる率
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
等住共同	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	1-(J÷N+0.05)

J:評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数  
 N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)

- (注意事項)
- ※ Nは、現場検査を行う回数ですが、現場検査書類等による審査にて省略する場合も含まれます。
  - ※ 建設住宅性能評価申請の評価料金には、紛争処理負担金が含まれています。
  - ※ 評価料金は、現金又は振込によります。
  - ※ その他詳細については、(一財)茨城県建築センター評価業務規程に基づきます。